

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	港湾区域内の水域または公共空地における、土地の一部の占用（3月以上で新規に係るもの）、土砂の採取（500立方メートル以上に係るもの）、工作物の建築（3月以上に係るもの）等の許可		
根拠法令名	港湾法（昭和25年法律第218号）	条項	第37条第1項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 60日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	港湾法第37条第1項に関する審査基準について （平成6年9月30日付け滋河第1178号各土木事務所長あて河港課長通知）	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 港湾法第37条第1項に関する審査基準について （平成6年9月30日付け滋河第1178号各土木事務所長あて河港課長通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他の港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。 2. 工作物を設置する場合、安全な構造であること。 3. 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。 4. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。 6. 環境を悪化させるおそれがないこと。 	
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根 拠 条 文 等</p>	<p>港湾法</p> <p>第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。</p> <p>一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占有</p> <p>二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取</p> <p>三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占有を伴うものを除く。）</p> <p>四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為</p> <p>2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の三第九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をすることはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占有又は同項第四号の行為の許可をすることはならない。</p> <p>3 国又は地方公共団体が、第一項の行為をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。</p> <p>4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。</p> <p>5 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。</p> <p>6 第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金は、当該港湾管理者の収入に帰属するものとする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導等</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	港湾区域内の水域または公共空地における、土地の一部の占用（3月未満に係るもの）、および更新、土砂の採取（500立方メートル未満に係るもの）、工作物の建築等（3月未満に係るもの）の許可		
根拠法令名	港湾法（昭和25年法律第218号）	条項	第37条第1項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 20日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	港湾法第37条第1項に関する審査基準について （平成6年9月30日付け滋河第1178号各土木事務所長あて河港課長通知）	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 港湾法第37条第1項に関する審査基準について （平成6年9月30日付け滋河第1178号各土木事務所長あて河港課長通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他の港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。 2. 工作物を設置する場合、安全な構造であること。 3. 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。 4. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。 6. 環境を悪化させるおそれがないこと。 	
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p>港湾法</p> <p>第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。</p> <p>一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用</p> <p>二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取</p> <p>三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）</p> <p>四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為</p> <p>2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の三第九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をすることはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をすることはならない。</p> <p>3 国又は地方公共団体が、第一項の行為をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。</p> <p>4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。</p> <p>5 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。</p> <p>6 第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金は、当該港湾管理者の収入に帰属するものとする。</p>
関 連 行 政 指 導 等	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>